

○質問者 運転操作基準の中で、事象ベース、兆候ベース、ジビアアクシデント、シビアアクシデントは、このときに制定はしたということですね。それとともに、アクシデントマネジメントガイド、これも制定をされて、あと、復旧手順ガイドラインというのが、これも新たに制定されたというところで、それで、平成 14 年以降は、これは現在もこの 4 本立てみたいな感じなんですかね。

それで、それぞれこれについては概要があって、こちらに写し、ちょっとお借りしているものがある、これは、こういうものというのは、まず、こちらの方にも書いてあるんですけども、この事故時運転操作基準というのと、アクシデントマネジメントガイド、この辺は、当直の方が、まず、持たれているわけですね。

あと、アクシデントマネジメントガイドに関しては、AMG は、これは本部の方でも持っておられるものなんですね。

○回答者 そうです。

○質問者 それで、こちらの操作基準ですね、事情ベース、兆候ベース、シビアアクシデント、これはどうなんですか、一応、参考として持っているのか。

○回答者 これは、基本的に前の緊対室というか、事務本館の緊対室には間違いなく全部置いてあったんですけども、今回、あそこの免震棟までこれが置いてあったか、私はちょっと確認していない、多分、これはそこで見ていないですから、置いていなかった可能性が高いかなと、ちょっとそれは。

○質問者 これは、事務本館の方に、今回のような事態になっていなければ、免震重要棟ではなくて、事務本館の方で緊対室になるんですか。

○回答者 はい。

○質問者 それで、それぞれの説明がずっとされてあって、手順書間の移行基準というのが書いてあって、手順書間の移行基準はプラント状態等の値、パラメーターとかの値、そういうところを明確に規定していて、EOP の導入については、原子炉が自動停止する事象や格納容器の圧力が異常に高くなる事象等のプラント状態及び異常兆候は判断基準値を導入条件として定めたいのが、こうやって書いてあるんですけども、今回、アクシデントマネジメントという、では、アクシデントマネジメントガイドなんかの適用の導入条件なんかを見ると、EOP から AMG 等への移行基準については、炉心損傷開始を条件としており、この炉心損傷開始を何をもってやるかという、これは、 γ 線量率から炉心損傷開始を判断することとしているということを書いてあって、今回、これはしばらく電源がなくて使えなかったですね、カムスというものですかね。

○回答者 これは、総論としてこういう手順書にまとめるから、こういう書き方をしておりますけれども、まず、即、この手順書の移行みたいな議論は頭の中に全くなくて、全電源がなくなったわけで、もう冷やすものがないと、その条件の中で、当然その先にはシビアアクシデント、もしくはそれを超えるようなところに行くという判断がありますから、この移行基準にのっとって何か判断したということは全くなくて、前から申し上げている